

JHF 名義使用承認規程

制定 2003 年 3 月 11 日 理事会

改正 2018 年 8 月 30 日 理事会

(目 的)

第 1 条 本規程は公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という）の名義を使用する場合の承認について定める。

(名義使用承認の趣旨)

第 2 条 JHF が、行事等の趣旨に賛同し積極的に支援する場合にのみ、名義の使用を認める。

(名義使用の種類と定義)

第 3 条 本規程に定める名義使用の種類は以下のとおりとする。

(1) 共催

他の団体等と同等の責任を持って、共同して企画・実施・広報・会計など当該事業に関する業務を実施することをいう。

(2) 公認

その事業が JHF として正式なものであることを公に認めることをいう。
(競技会の公認については、各競技委員会の規定を参照。)

(3) 後援

他団体等が主催する事業に対して援助する意思を表明することをいう

(4) 協賛

他団体等が主催する事業に対して賛意を示し支援することをいう。

(5) 協力

他団体等が主催する事業に対して力を合わせて実施することをいう。

(6) 監修

書籍、ビデオなどの著述や編集を監督することをいう。

(7) 承認

他団体等が主催する事業に対して、JHF の諸規定に従って正当なものであることを認めることをいう。

(8) 認定

JHF の諸規定に従って、JHF が認めることをいう。

(申請承認の判断基準)

第 4 条 申請承認に際しては下記の基準に合致しているかを理事会において総合的に判断するものとする。

(1) 行事等の主催者・製作者・発行者（以下「主催者」という）が、次の各号のいずれかに該当し、且つ主催者等及び関係者が信用するものであること。

ア 国の行政機関（公社・公団等政府関係機関を含む）

イ 地方公共団体

ウ 公益法人（宗教法人を除く）又はこれに準ずる団体

エ JHF の正会員または航空スポーツ団体

オ その他、航空宇宙思想の普及・振興と照らし合わせて趣意に賛同できるもの

- (2) 行事等の内容が次の各号に適合するものであること。
- ア JHF の目的に寄与するものであること
 - イ 営利及び特定の団体等の宣伝を主たる目的としたものでないこと
 - ウ 行事等の目的が特定の対象に限定されないこと
 - エ 行事等の実行を確実ならしめる計画を有し且つ運営方法等が公正であること
 - オ 行事等の開催につき、安全上及び衛生上適切な措置が十分講じられているものであること
 - カ 必要とされる法令等を順守していること

(申請承認にあたっての留意事項)

第 5 条 名義の使用を承認するにあたっては、JHF の信用を失墜させることのないよう十分配慮するものとする。

(申請)

第 6 条 名義使用を希望するものは、原則として当該行事等の開催日の 1ヶ月前（ポスター等に後援団体等を印刷するものについてはその印刷前）までに、会長宛名義使用申請書を提出しなければならない。尚、申請書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 行事等の事業計画・予算計画・運営計画・組織、及び、役員名簿・開催場所の地図、その他行事の内容を示す書類（競技規定・運行規定等）
- (2) 定款・寄附行為・会則・役員名簿・事業報告その他団体の性格及び内容を示す書類

(承認手続)

第 7 条 申請を受け内容が妥当と判断された場合は理事会決裁を得た後、申請者に文書で通知するものとする。

(監督・指導)

第 8 条 承認後においても、常に本規程の主旨に反することのないよう理事会は監督・指導するものとする。

(名義使用の欠落事項)

第 9 条 団体に名義使用の欠落事項が生じたときは、速やかに会長宛てに書面にて届け出るものとする。会長は、名義使用の欠落事項が発生またはその恐れがあると認めた場合は、名義使用を取り消すことができる。

(行事等終了後の報告)

第 10 条 行事等終了後、会長へ速やかに実施報告書を提出しなければならない。尚、事業が中止又は計画内容に重要な変更が発生した場合には、その旨報告書を提出しなければならない。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

本規程は 2003 年 3 月 11 日から実施する。

本規程の一部改正(第 1 条第 6 条第 8 条)は 2018 年 8 月 30 日から実施する